

狛江市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

狛江市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、狛江市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(会派の定義)</u></p> <p>第2条 会派とは、その名称、代表者の氏名、所属議員の氏名及び結成年月日を記載した規則で定める届出を議長（議長が選挙されるまでの間には事務局長。以下同じ。）に文書で提出した会派をいい、所属議員2人以上を有する団体をいう。</p> <p>2 前項の届出に異動があった場合は、速やかに議長に文書で届け出なければならない。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第3条 政務活動費は、狛江市議会における会派又は会派に属さない議員のいずれかに対し交付する。</p> <p><u>(交付の方法)</u></p> <p>第4条 政務活動費は、各年度の最初の月に、当該年度分を一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月までの月数分を交付する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、狛江市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 政務活動費は、狛江市議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し交付する。</p>

改正後	改正前
<p>2 <u>政務活動費は、交付月の21日に交付する。ただし、その日が休日</u>に当たる場合は、その翌日とする。</p> <p>(会派に対する交付額等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>政務活動費の交付を受けた会派(以下「交付会派」という。)</u>が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算出した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算出した額を上回る場合は、交付会派は当該上回る額を返還しなければならない。</p> <p>5 <u>交付会派が、年度の途中において解散した場合は、解散日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。</u></p>	<p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>政務活動費は、各年度の最初の月に、当該年度分を一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月までの月数分を交付する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>政務活動費は、交付月の21日(以下「交付日」という。)に交付する。ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日とする。</u></p> <p>(所属議員数の異動に伴う調整)</p> <p>第4条 <u>政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて</u></p>

改正後	改正前
<p>(会派に属さない議員に対する交付額等)</p> <p>第6条 会派に属さない議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して月額25,000円を乗じて得た額を交付する。</p> <p>2 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。</p> <p>3 政務活動費の交付を受けた会派に属さない議員（以下「交付議員」という。）が、年度の途中において議員でなくなった場合及び会派の結成若しくは会派への加入により会派で政務活動費の交付を受ける場合は、その日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、以降の政務活動費を返還しなければならない。</p> <p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p> <p>第7条 政務活動費は、会派又は議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。</p>	<p>算出した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算出した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。</p> <p>2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。</p> <p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p> <p>第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(経理責任者等)</p> <p>第8条 交付会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。</p> <p>2 交付会派は、前項の経理責任者に議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、速やかに新たな経理責任者を置かなければならない。</p> <p>3 交付会派の経理責任者又は交付議員は、政務活動費の収支について会計帳簿を整理し、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。</p> <p>(収支報告書の提出)</p> <p>第9条 交付会派の代表者又は交付議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該政務活動費に係る領収書等を添付して議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに議長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、年度の途中で交付会派が解散した場合は、当該会派の代表者であった者は、解散の日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、第1項の収支報告書に領収書等を添付して議長に提出しな</p>	<p>2 (略)</p> <p>(経理責任者)</p> <p>第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。</p> <p>(収支報告書の提出)</p> <p>第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該政務活動費に係る領収書等を添付して議長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。</p> <p>3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散のときから30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p><u>4 第2項の規定にかかわらず、年度の途中で交付議員が会派の結成又は会派への加入により会派で政務活動費の交付を受ける場合は、当該議員は、その日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、第1項の収支報告書に領収書等を添付して議長に提出しなければならない。</u></p> <p>（透明性の確保）</p> <p>第10条 議長は、前条の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>（政務活動費の返還）</p> <p>第11条 市長は、<u>交付会派又は交付議員</u>がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、<u>当該会派又は議員</u>がその年度において市政の調査研究に資するため必要経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。</p> <p>（収支報告書の保存）</p> <p>第12条 議長は、<u>第9条</u>の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第13条 （略）</p>	<p>（透明性の確保）</p> <p>第8条 議長は、前条<u>第1項</u>の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。</p> <p>（政務活動費の返還）</p> <p>第9条 市長は、<u>政務活動費の交付を受けた会派</u>がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、<u>当該会派</u>がその年度において市政の調査研究に資するため必要経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。</p> <p>（収支報告書の保存）</p> <p>第10条 議長は、<u>第7条第1項</u>の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>（委任）</p> <p>第11条 （略）</p>

改正後

別表第1（第7条関係）

項目	内容	主な例
1 調査研究費	会派又は議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	調査委託費、交通費、宿泊費等
2 研修費	会派又は議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	会場費、機材借上費、講師謝礼、出席者負担金及び会費、交通費、宿泊費等
3 会議費	会派又は議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費	会場費、機材借上費、資料印刷費等
4 資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷及び製本代、原稿料等
5 資料購入費	会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入代、資料等購入費

改正前

別表第1（第5条関係）

項目	内容	主な例
1 調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	調査委託費、交通費、宿泊費等
2 研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	会場費、機材借上費、講師謝礼、出席者負担金及び会費、交通費、宿泊費等
3 会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	会場費、機材借上費、資料印刷費等
4 資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷及び製本代、原稿料等
5 資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入代、資料等購入費
6 広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するた	広報紙及び報告書等印刷費、送

改正後			改正前		
6 広 報 費	会派又は議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	広報紙及び報告書等印刷費、送料、交通費等		めに要する経費	料、交通費等
7 広 聴 費	会派又は議員が行う住民からの市政及び会派又は議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	会場費、印刷費、茶菓代等	7 広 聴 費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	会場費、印刷費、茶菓代等
8 要 請 ・ 陳 情 活 動 費	会派又は議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費	資料印刷費、文書通信費、交通費等	8 要 請 ・ 陳 情 活 動 費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費	資料印刷費、文書通信費、交通費等
9 事 務 費	会派又は議員が行う活動に係る事務遂行に必要な経費	事務用品及び備品購入費、複写機使用料、通信費等	9 事 務 費	会派が行う活動に係る事務遂行に必要な経費	事務用品及び備品購入費、複写機使用料、通信費等
10 人 件 費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、社会保険料、賃金等	10 人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、社会保険料、賃金等

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行し、基準日が令和8年4月1日となる政務活動費から適用する。